

秘密情報は大切な財産です

～情報・データの秘密管理・利活用と 不正競争防止法による営業秘密としての保護について～

経済産業省知的財産政策室

**I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために
(不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)**

**II. 秘密情報の漏えい防止対策
(秘密情報の保護ハンドブック)**

III. 本日のまとめ

(参考 1) 相談窓口・関係情報について

(参考 2) 営業秘密の管理と活用のポイント

I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために (不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)

II. 秘密情報の漏えい防止対策 (秘密情報の保護ハンドブック)

III. 本日のまとめ

(参考 1) 相談窓口・関係情報について

(参考 2) 営業秘密の管理と活用のポイント

I -①. 漏えい時に法的保護を受けるために ~トラブル事例

- 大手化学メーカーの自社技術である電子材料の製造工程に関する機密情報を、中国企業に漏えいしたとして、元従業員を書類送検（令和2年10月）。その後、元従業員に懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円の判決（令和3年8月）。
- 回転すしチェーン親会社出身の同業大手社長が、退職後、元同僚から商品の原価や仕入れ先情報等に関するデータを受け取っていたとして、前社長とその転職先の従業員、法人としての転職先企業を提訴（令和5年2月）。また、この事件の刑事裁判において、前社長に懲役3年（執行猶予4年）、罰金200万円の判決（令和5年5月）。
- ガラス瓶製造メーカーが独自開発した軽量ガラス瓶の成形技術（プログラム）を中国企業に不正に売り渡す目的で不正入手し、個人メールに送信したとして、当該ガラス瓶製造メーカーの元従業員（中国籍）を逮捕（令和5年6月）。その後、元従業員に対し、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円の判決（令和6年2月）。
- 「フッ素化合物」の合成技術に関する研究データを中国企業にメールで漏えいした疑いで、国立研究開発法人に所属する元研究員（中国籍）を逮捕。（令和5年6月）その後、当該元研究員に対して懲役2年6か月（執行猶予4年）罰金200万円の判決。（令和7年2月）※第二審で公判中

(出典) 各種報道を基に経済産業省作成

- 設計図、製法マニュアルや顧客リスト、仕入れ先リストなどの企業の虎の子の財産である「情報」が、意図しない形で漏えいするトラブルが頻発（後を絶たない）。
- 国内外のライバル企業だけでなく、外国政府機関からも、日本企業の情報がターゲットにされる例もある。
- ひとたび漏えいすると、保有している企業の損失は大きく、特に、秘密情報が開示・公開されてしまった場合は取り返しがつかなくなる。

(参考) 営業秘密を巡る動向 ①刑事事件の推移・相談の状況

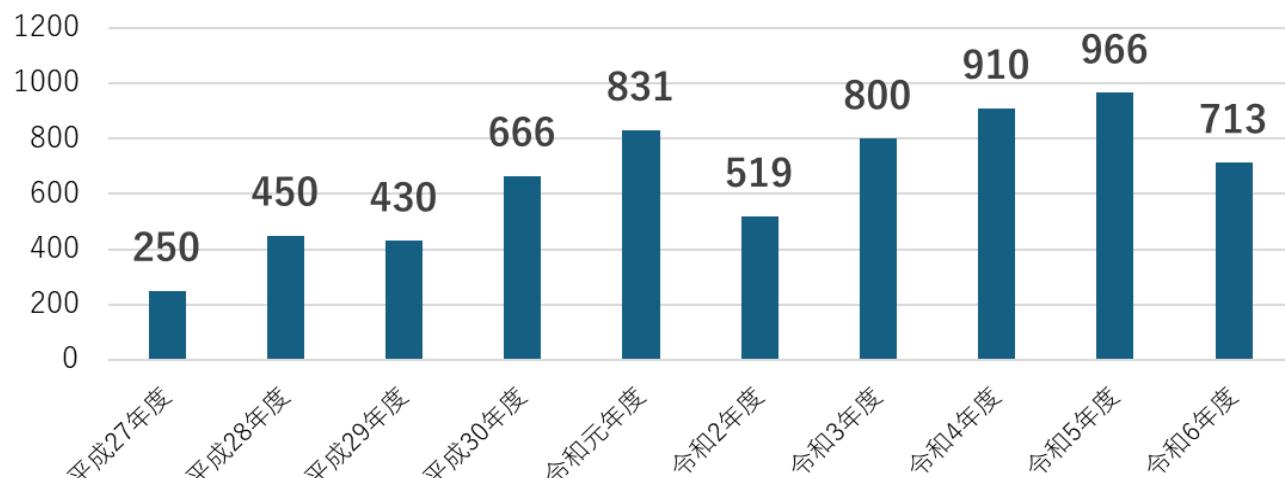
- 平成27年の不正競争防止法改正とともに、執行機関との連携を強化。
- 平成28年から29年にかけて営業秘密の相談件数は急増。コロナ感染が終息した令和3年以降相談件数が再度増加。営業秘密漏えい後の刑事対応に向けて、認知が進んでいる状況。

・近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙件数 ※不競法全体	49	44	37	35	53	41	47	53	37	36
営業秘密侵害罪 検挙件数	12	18	18	18	21	22	23	29	26	22
検挙人員数	31	25	25	23	27	38	49	45	42	45
検挙法人数	4	4	0	0	0	1	0	1	2	2
相談受理件数	26	35	72	47	49	37	60	59	78	79

※警察庁「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

・INPIT（工業所有権情報・研修館）における営業秘密に関する相談窓口による個別企業支援（相談件数の推移）



※INPIT／営業秘密官民フォーラム資料をもとに経済産業省作成

I -②. 漏えい時に法的保護を受けるために ~不正競争防止法の構成・全体像

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

国際約束に基づく禁止行為

①周知な商品等表示の混同
惹起

（1号）

②著名な商品等表示の冒用
（2号）

③他人の商品形態を模倣
した商品の提供
（3号）

④営業秘密の侵害
（4号～10号）

⑤限定提供データの
不正取得等
（11号～16号）

⑥技術的制限手段の効果を
妨げる装置等の提供を
（17号～18号）

⑦ドメイン名の
不正取得等
（19号～20号）

⑧商品・サービスの
原産地、品質等の
誤認惹起表示
（20号）

⑨信用毀損行為
（21号）

⑩代理人等の商標冒用
（22号）

1 外国旗、紋章等の不正
使用
（16号～17号）

2 国際機関の標章の
不正使用
（17号）

3 外国公務員等への
贈賄
（18号）

民事措置と刑事措置あり（①②③④⑥⑧）

民事措置のみ（⑤⑦⑨⑩）

刑事措置のみ

民事措置

措置の内容

刑事措置（刑事罰）

- 差止請求権 （第3条）
- 損害賠償請求権 （第4条）
- 損害額・不正使用の推定等 （第5条等）
- 書類提出命令 （第7条）
- 営業秘密の民事訴訟上の保護（第10条等）
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 （第14条）
- 国際的な営業秘密侵害に係る手続（第19条の2等）
(裁判管轄、適用範囲(準拠法))

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則（第21条）※いずれも併科あり
 - ・外国公務員贈賄罪：10年以下の拘禁刑又は3000万円以下の罰金
 - ・営業秘密侵害罪：10年以下の拘禁刑又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・その他：5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
- 法人両罰（第22条）
 - ・外国公務員贈賄罪：10億円以下の罰金
 - ・営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下の罰金
 - ・その他：3億円以下の罰金
- 国外での行為に対する处罚（第21条第8項・第9項・第10項・第11項）
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（第21条第13項等）

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例
(営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等)

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る
国際共助手続等

I -③. 漏えい時に法的保護を受けるために ~不正競争防止法での保護・救済

- 不正競争防止法では、「営業秘密」に対する侵害行為を不正競争と定め、民事措置・刑事措置を規定。
「窃取等の不正の手段によって営業秘密を不正取得し、自ら不正使用し、若しくは第三者に不正開示する行為等」（不正競争防止法 <民事> 第2条第1項第4号～第10号、<刑事> 第21条第1項・第2項）



民事的措置

措置の内容

刑事措置(刑事罰)

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条、第5条の2等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)
- 国際的な営業秘密侵害事案に係る手続 (第19条の2、第19条の3)
(国際裁判管轄、適用範囲(準拠法))

- 営業秘密侵害行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (第21条第1項各号・第2項各号 (第4項・第5項))
・**営業秘密侵害罪 :**
**10年以下の拘禁刑又は2000万円以下
(海外使用等は3000万円以下) の罰金**
 - 法人両罰 (第22条第1項)
・**営業秘密侵害罪の一部 :**
5億円以下 (海外使用等は10億円以下) の罰金
 - 国外での行為に対する処罰 (第21条第8項)
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第13項等)

I -④. 漏えい時に法的保護を受けるために ~不正競争防止法の保護を受けるために

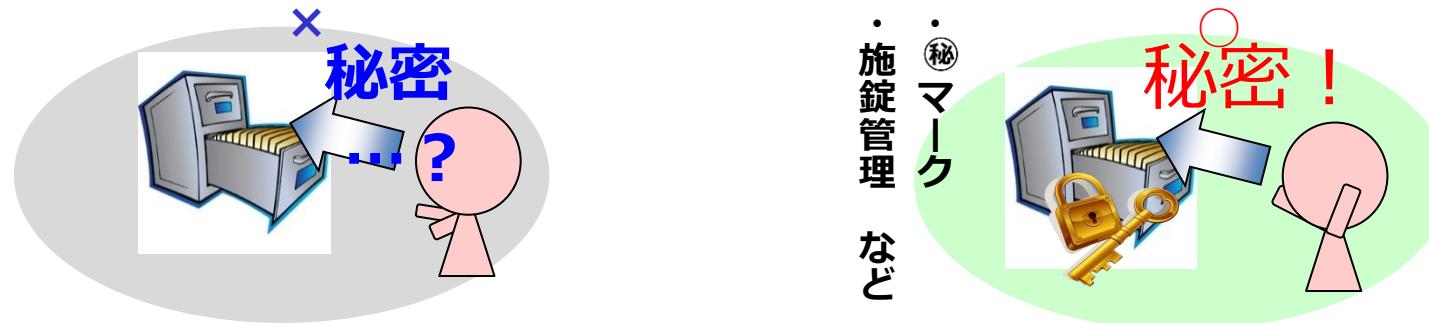
「営業秘密」として法律による保護を受けるための 3 つの要件

不正競争防止法第 2 条第 6 項

この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密したい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。（「営業秘密管理指針」（次項参照））



②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できること。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

I -④. 漏えい時に法的保護を受けるために ~営業秘密管理指針について

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>)

- 「営業秘密管理指針」とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したガイドライン。

<法的保護レベル>

営業秘密保有企業の秘密管理意思(※1)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性(※2)が確保される必要。(営業秘密管理指針p.5)

※ 1) 特定の情報を秘密として管理しようとする意思。※ 2) 情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

⇒情報に接することができる従業員等にとって、

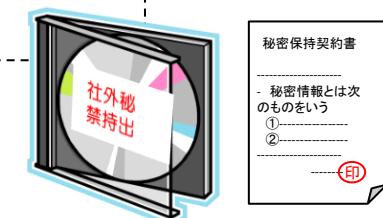
秘密だと分かる程度の措置



※企業、大学や研究機関の実態・規模等に
応じた合理的手段でよい

<秘密だと分かる程度の措置の例>

- 紙、電子記録媒体への「マル秘[○]表示」
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定



上記はあくまで例示であり、
認識可能性がポイント。

秘密情報の
漏えい対策

営業秘密
管理指針

☞ 営業秘密管理指針で示されている「秘密管理性」の考え方は、
秘密情報の漏えい対策にも共通。
漏えい対策をしつつ、法的保護レベルの対策を確保することが
大切。

(参考) 秘密管理性（営業秘密管理指針）

2. 秘密管理性について

(1) 秘密管理性要件の趣旨

秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象（情報の範囲）が従業員¹⁰や役員、取引相手先など（以下、「従業員等」という。）に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある。

○ (営業秘密の情報としての特性)

- ・ 営業秘密は、そもそも情報自体が無形で、その保有・管理形態も様々であること、また、特許権等のように公示を前提とできないことから、営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員等にとって、当該情報が法により保護される営業秘密であることを容易に知り得ない状況が想定される。

○ (秘密管理性要件の趣旨)

- ・ 秘密管理性要件の趣旨は、このような営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある¹¹。

○ (留意事項)

- ・ 秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考えることは、次の理由により、適切ではない¹²。
 - 現実の経済活動において、営業秘密は、多くの場合、それを保有する企業の内外で組織的に共有され活用されることによってその効用を発揮する。企業によっては国内外の各地で子会社、関連会社、委託先、又は、产学連携によって大学などの研究機関等と営業秘密を共有する必要があるため、リスクの高低、対策費用の大小も踏まえた効果的かつ効率的な秘密管理の必要があること。

- 営業秘密が競争力の源泉となる企業、特に中小企業が増加しているが、これらの企業に対して、「鉄壁の」秘密管理を求めるることは現実的ではない。仮にそれを求めることになれば、結局のところ、法による保護対象から外れてしまうことが想定され、イノベーションを阻害しかねないこと。
- 下請企業についての情報や個人情報などの営業秘密が漏えいした場合、その被害者は営業秘密保有企業だけであるとは限らないこと。

（参考裁判例）

・企業の規模を考慮した例

パスワード等によるアクセス制限、秘密であることの表示等がなかったにもかかわらず、全従業員数が 10 名であり、性質上情報への日常的なアクセスを制限できないことも考慮し、秘密管理性を肯定（大阪地判平成 15 年 2 月 27 日 平成 13 年(ワ)10308 号）。

・営業上の必要性を理由に緩やかな管理を許容した例

顧客情報の写しが上司等に配布されたり、自宅に持ち帰られたり、手帳等で管理されて成約後も破棄されなかつたりしていたとしても、これらは営業上の必要性に基づくものであり、従業員が本件顧客情報を秘密であると容易に認識し得るようにしていたとして、秘密管理性を肯定（知財高判平成 24 年 7 月 4 日 平成 23 年(ネ)10084 号）。

・情報の性質から従業員等が認識可能であると認定した例

P C 樹脂の製造技術に関する情報は世界的に希有な情報であって、製造に関係する従業員は当該製造技術が秘密であると認識していたといえるとして秘密管理性を肯定（知財高裁平成 23 年 9 月 27 日 平成 22 年(ネ)10039 号）。

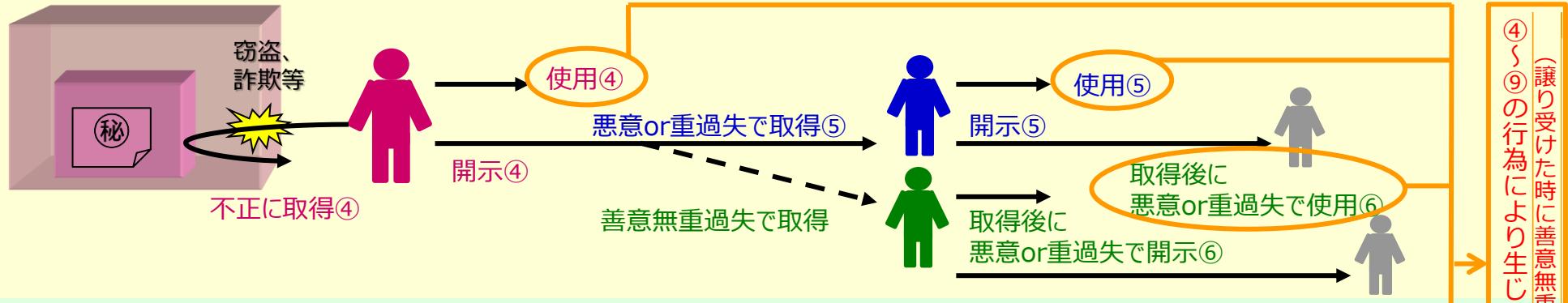
・物理的な管理体制を問題にすることなく秘密管理性を肯定した例

安価で販売して継続的取引を得るなどの極めて効果的な営業活動を可能ならしめるものという情報の重要性と、情報を開示されていたのが従業員 1 名に過ぎなかつことに加えて、被告が退職する直前に秘密保持の誓約書を提出させていたこと等の事情を斟酌して、秘密管理性を肯定（大阪高判平成 20 年 7 月 18 日 平成 20 年(ネ)245 号）。

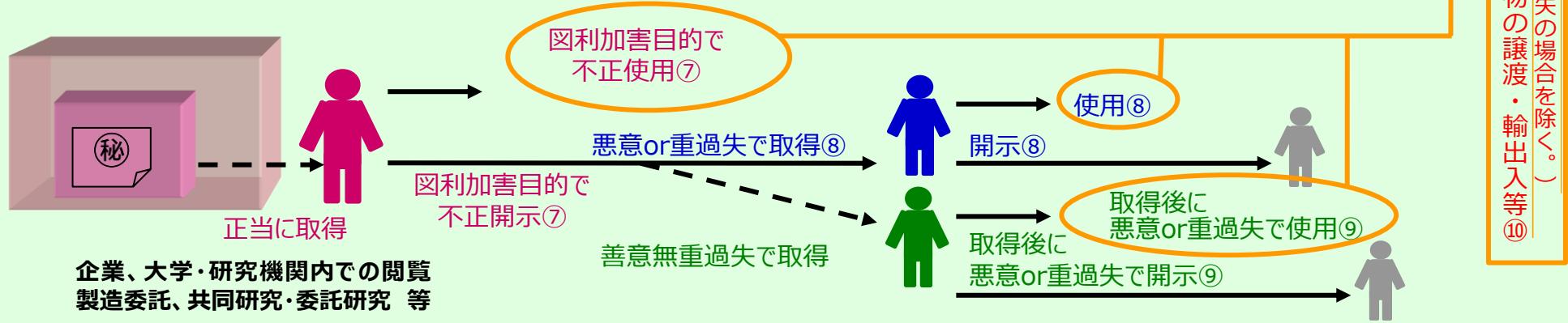
I -⑤. 秘密情報が漏えいしてしまった！～営業秘密侵害行為類型（民事）

※○囲いの数字は、第2条第1項各号の該当号数

○不正取得（産業スパイなど）の類型



○信義則違反（役員・従業員、研究従事者、共同研究の相手など正当に開示された）の類型



「図利加害の目的」とは…

➢ 「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。

※公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は経済的利益か、非経済的利益かを問うものではない。

※第三者には、ライバル企業・研究機関などだけではなく、外国政府機関・関係者なども含まれる。

➢ 「営業秘密保有者に損害を加える目的」とは、営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のことをいい、現実に損害が生じることは要しない。

※悪意or重過失 = 当該行為があつたことを知っている、あるいは重大な過失により知らない
※善意無重過失 = 当該行為があつたことを、重大な過失なく知らない

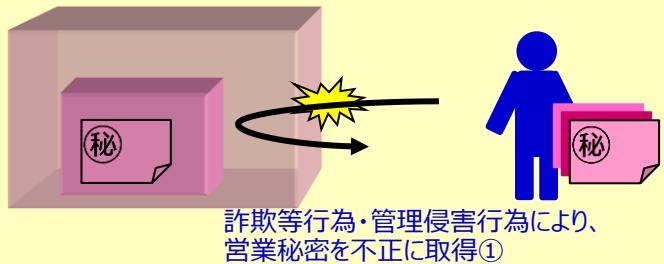
適用除外（第19条）

- ④～⑨について、営業秘密の善意取得者（ライセンス契約などの取引により取得）について契約などの範囲内でのその営業秘密が使用・開示（第19条第1項第7号）
- ⑩について、時効の成立により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物の譲渡等（同項第8号）

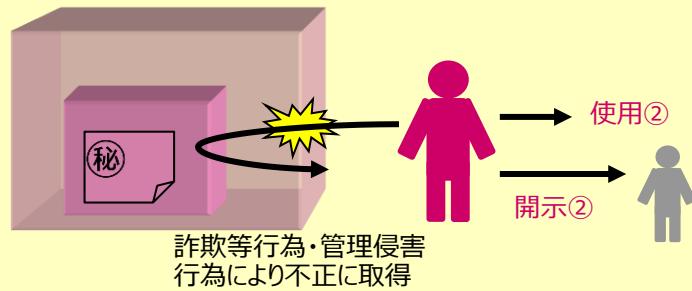
I -⑤. 秘密情報が漏えいしてしまった！ ~営業秘密侵害行為類型（刑事①）

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン（第21条第1項）

（1号）**図利加害目的**で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、
営業秘密を不正に取得する行為



（2号）不正に取得した営業秘密を、**図利加害目的**で、使用又は開示する行為



「図利加害の目的」とは…

※第21条第1項各号・第2項各号の刑事罰に共通

- 「不正の利益を得る目的」とは、**公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的**のことをいい、**自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。**
※公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は**経済的利益か、非経済的利益か**を問うものではない。
※**第三者には、ライバル企業・研究機関などだけではなく、外国政府機関・関係者なども含まれ**、これらの相手への開示なども処罰の対象となる。
(例) ソフトバンク元従業員によるロシア外交官への営業秘密漏えい（領得・開示）事件（東京地裁・令和2年7月）
- 「**営業秘密保有者に損害を加える目的**」とは、**営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的**のことをいい、**現実に損害が生じることは要しない**。

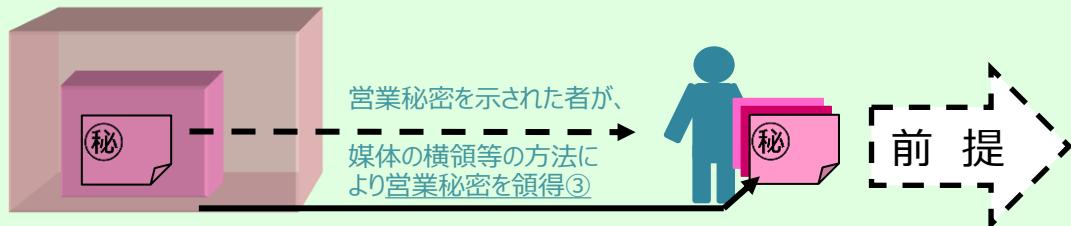
刑事規定（第21条第1項）

罰 則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

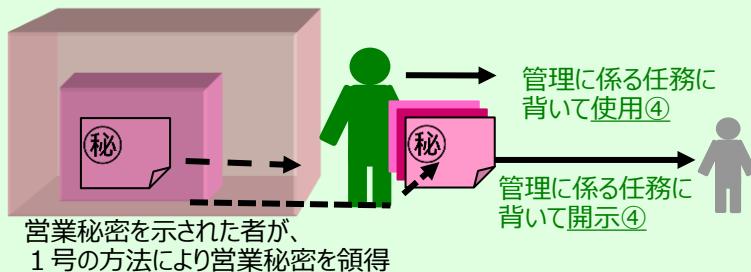
I -⑤. 秘密情報が漏えいしてしまった！ ~営業秘密侵害行為類型（刑事②）

○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン（第21条第2項）

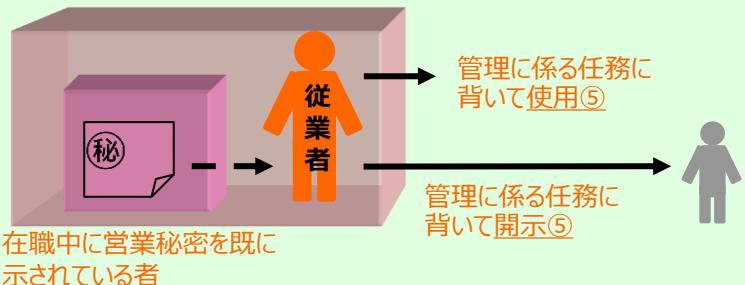
（1号） 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



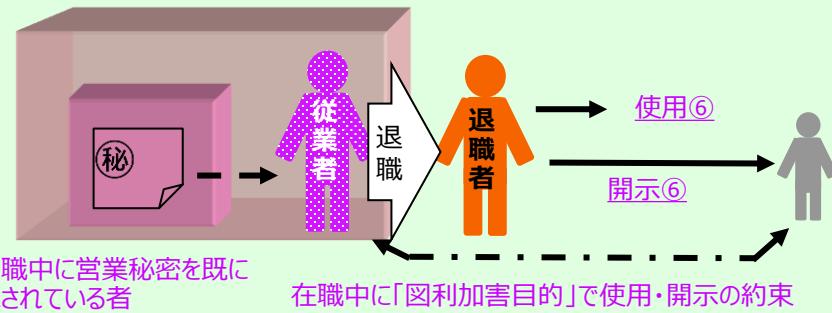
（2号） 営業秘密を保有者から示された者が、第2項第1号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



（3号） 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



（4号） 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



刑事規定（第21条第2項）

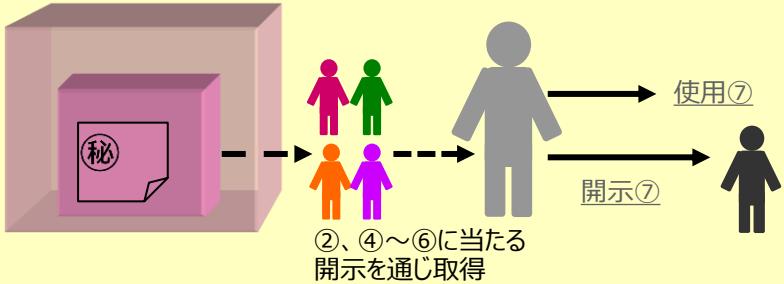
罰則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

I -⑤. 秘密情報が漏えいしてしまった！ ~営業秘密侵害行為類型（刑事③）

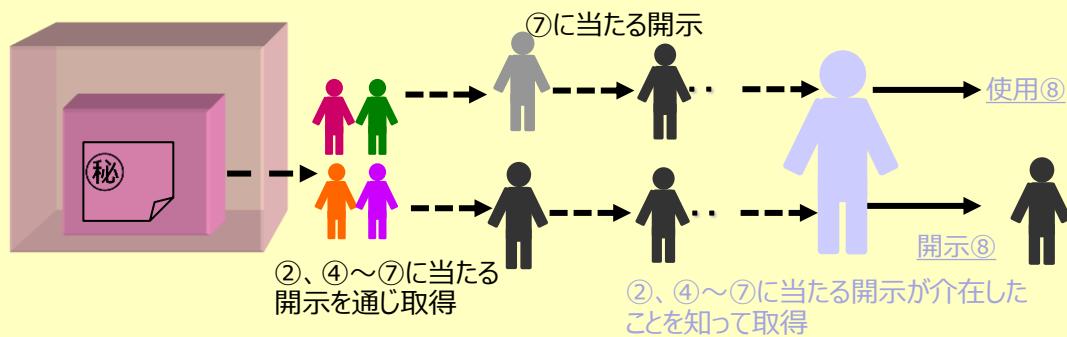
※○囲いの数字は、第21条第1項・第2項の該当行為数

○転得者による使用・開示のパターン（第21条第1項）

（3号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為
(2次的取得者を対象)



（4号）図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（3次以降の取得者をすべて対象）



○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン（第21条第1・2項）

（1項5号・2項5号）

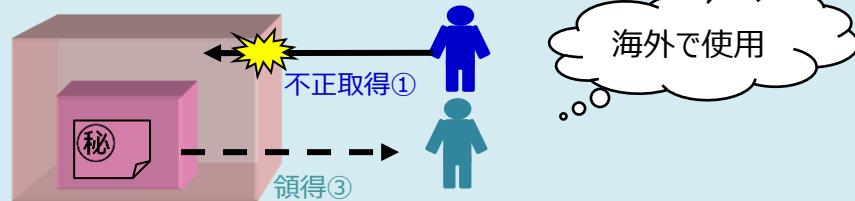
図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重課の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



○海外重罰のパターン（第21条第4項・第5項）

（4項1項・5項1号）

日本国外で使用する目的での①又は③の行為



（4項2号・5項2号）

日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

（4項3号、5項3号）

日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為

※これらの行為（不正取得や領得、開示など）が、外国政府機関・関係者への情報提供を義務づける外国の法令に基づく行為であっても、その一事をもって正当化されるわけではない。

刑事規定（第21条第1項、第2項、第4項、第5項）

罰則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）

法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）

※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

(参考) 令和5年改正による罰則規定（刑事罰）の整理

- 罰則に関する他法の例にならい、①法人両罰の有無による規定の整理、②罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確化。【第21条等】

※外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充以外の罰則については、構成要件、法定刑ともに現行法が定めている内容・水準と同じ。

○ 営業秘密侵害罪（改正前第21条第1項）関係 ※10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

改正前	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
現行法	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第1項	第1号	第2号	↓	↓	↓	↓	第3号	第4号	第5号
第2項			第1号	第2号	第3号	第4号			第5号

○ 営業秘密侵害罪以外の罪（改正前第21条第2項）関係 ※5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれらの併科）

改正前	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
現行法	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第4項							第4号

○ 海外重罰（改正前第21条第3項）関係 ※10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

改正前	第1号	第2号	第3号				
現行法	↓	↓	↓				
第4項	第1号	第2号	第3号	第4号			
第5項	第1号	第2号	第3号				

【凡 例】

両罰あり	両罰なし	混在
------	------	----

・外国国旗等の不正使用罪
・外国公務員贈賄罪

・外国国旗等の不正使用罪

・外国公務員贈賄罪

外国公務員贈賄罪は、
法定刑の見直しに伴い項を移動

**I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために
(不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)**

**II. 秘密情報の漏えい防止対策
(秘密情報の保護ハンドブック)**

III. 本日のまとめ

(参考 1) 相談窓口・関係情報について

(参考 2) 営業秘密の管理と活用のポイント

II -① 秘密情報を保護する2つの対策

1. 万が一漏えいした場合にも備えた対処（法的保護レベル）
2. 漏えい防止対策（漏えい防止レベル）

秘密情報の管理レベル

1. 法的保護レベル

▼
営業秘密管理指針

2. 漏えい防止レベル

▼
秘密情報の保護
ハンドブック

不正競争防止法における「営業秘密」としての管理

- ✓ 万が一、秘密情報が漏えいした場合、不正競争防止法における「営業秘密」侵害として差止請求等の民事措置や刑事措置による救済が受けられるよう、秘密情報を日頃から「営業秘密」として管理しておくことが大事。
- ✓ 「営業秘密管理指針」では、営業秘密として法的保護を受けるための対策を提示

「営業秘密管理指針」（令和7年3月改訂版）

meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf

効果的な漏えい防止管理

- ✓ 「秘密情報の保護ハンドブック」では、より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に企業の実情に応じた対策に取り組む際の参考となるよう、
 - 秘密情報の漏えい対策の効果的な選び方
 - 漏えいしてしまった場合の対応策
 - 各種規程・契約等のひな型、窓口 など様々な対策を網羅的に紹介

「秘密情報の保護ハンドブック」（令和6年2月改訂版）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

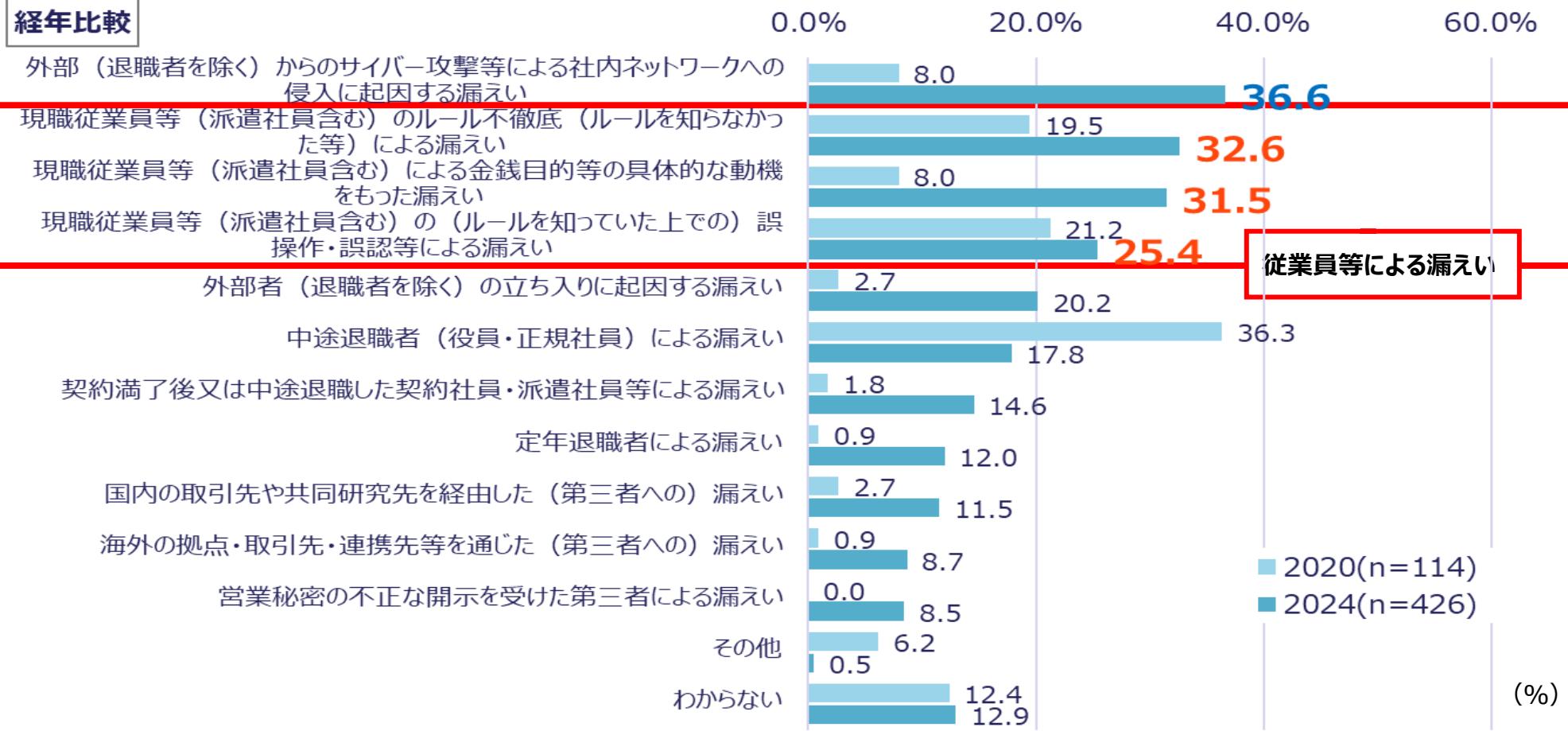
「秘密情報の保護ハンドブック」のてびき（簡易版）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf

(参考) 営業秘密を巡る動向 ②情報漏えいの傾向

- 令和6年度に実施された「企業における営業秘密管理に関する実態調査2024」によれば、従業員・役員（現職・退職者）を通じた漏えいの割合が高い。
- 中途退職者による漏えいは前回調査（令和2年度実施）に比べ、約半減。他方、現職従業員等による金銭目的等の具体的な動機をもった漏えいは前回に比べ、約4倍。

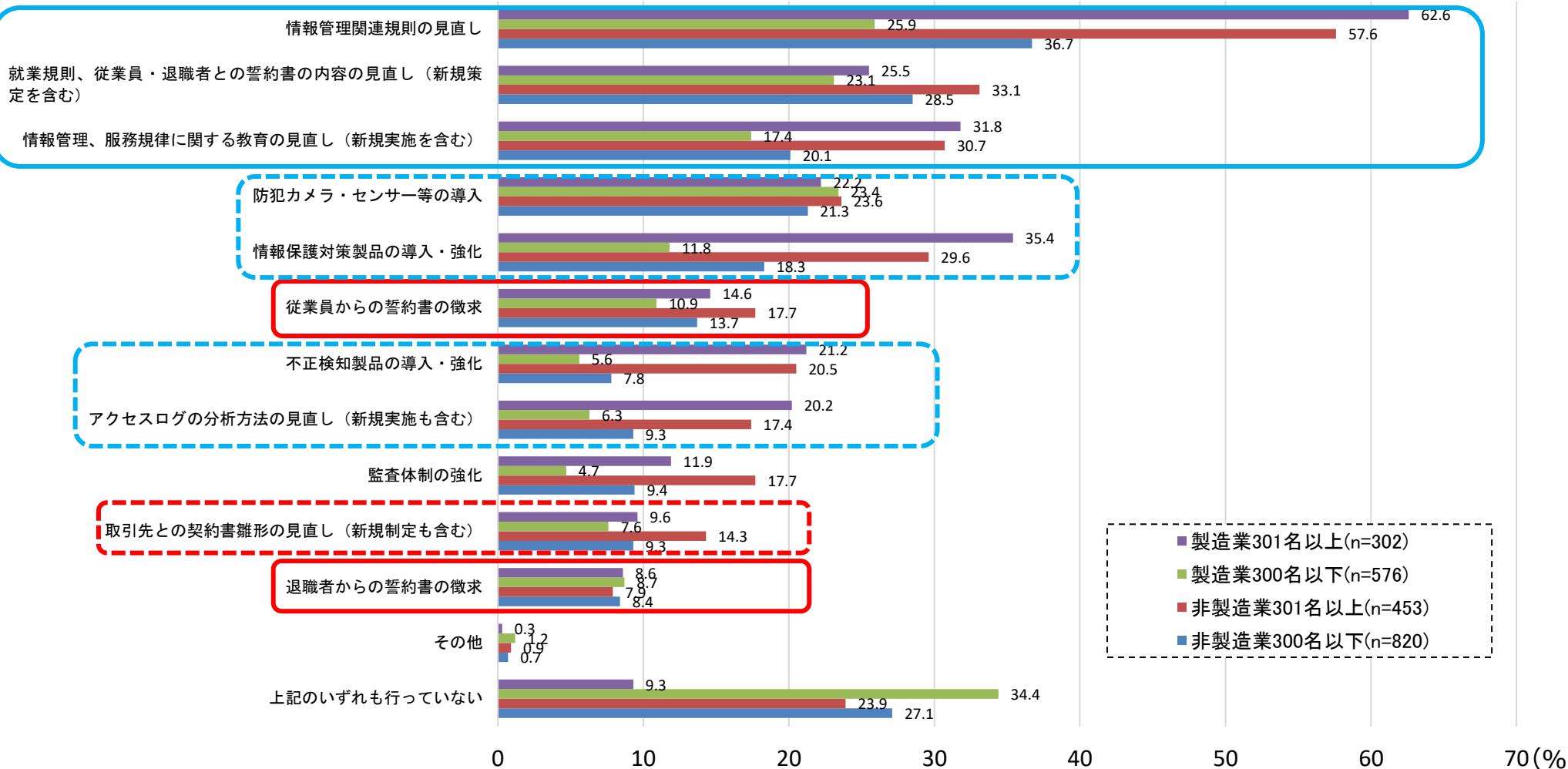
経年比較



(参考) 営業秘密を巡る動向 ②情報漏えいの傾向

- 社内規定（情報管理規定、就業規則、誓約書）の見直し、対策技術の導入は進展。
- 一方、個別の従業員・退職者からの誓約書の徴求、取引先との契約見直しは低水準。

過去5年間に見直した規定等の内容



(参考) 営業秘密を巡る動向 ③最近の情報トラブルの傾向

- 情報セキュリティへの脅威ランキングで、「内部不正による情報漏えい被害」が上位（第4位）。

情報セキュリティ10大脅威 2025 脅威ランキング

「情報セキュリティ10大脅威 2025」は、2024年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPAが脅威候補を選出し、情報セキュリティ分野の研究者、企業の実務担当者など約200名のメンバーからなる「10大脅威選考会」が脅威候補に対して審議・投票を行い、決定したものです。

☞<https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2025.html>

順位	「組織」向け脅威	初選出年	10大脅威での取り扱い (2016年以降)
1位	ランサムウェアによる被害	2016年	10年連続10回目
2位	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	2019年	7年連続7回目
3位	システムの脆弱性を突いた攻撃	2016年	5年連続8回目
4位	内部不正による情報漏えい等	2016年	10年連続10回目
5位	機密情報等を狙った標的型攻撃	2016年	10年連続10回目
6位	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	2021年	5年連続5回目
7位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	2025年	初選出
8位	分散型サービス妨害攻撃 (DDoS攻撃)	2016年	5年ぶり6回目
9位	ビジネスメール詐欺	2018年	8年連続8回目
10位	不注意による情報漏えい等	2016年	7年連続8回目

（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「情報セキュリティ10大脅威 2025」（令和7年1月）及びIPA作成／営業秘密官民フォーラム資料に基づいて、経済産業省作成

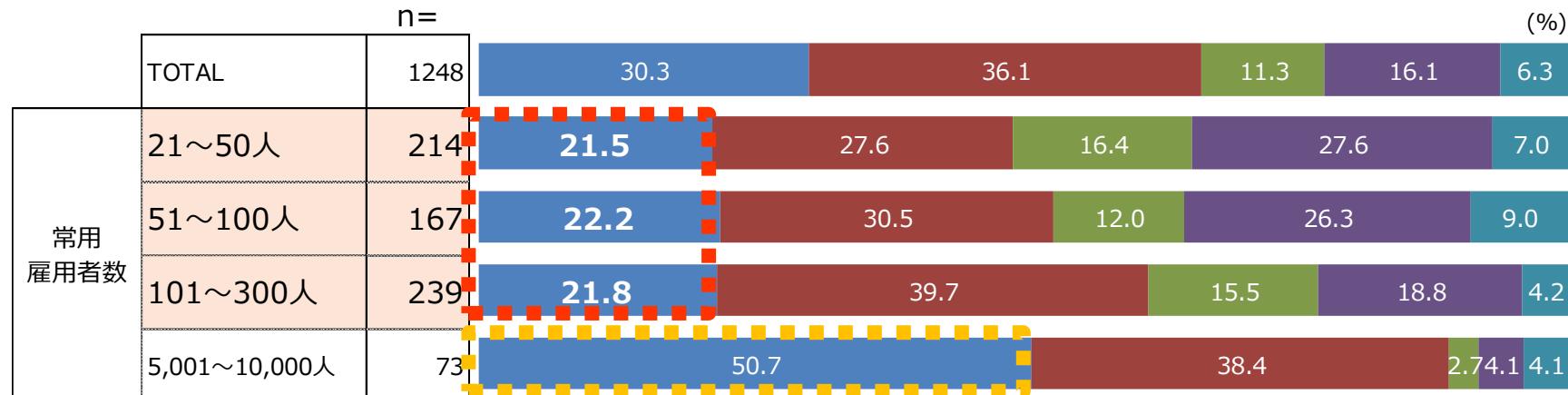
(参考) 営業秘密を巡る動向 ③最近の情報トラブルの傾向

- 令和5年度に実施された「企業の内部不正防止体制に関する実態調査」（令和6年5月公開）によれば、中小企業における秘密情報の格付け表示の実施割合は大企業に比べて低い。

- ・中小企業の情報管理の課題・改善策整理
 - ・経営者の意識、基本方針の策定状況、組織体制の整備状況、対策の実態、取組み事例等を調査
- ☞ <https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/20240530.html>

格付けの表示などによって秘密情報であることを従業員は認知できるか

■ ほぼ漏れなく認知できる ■ ときどき認知できることがある ■ ほとんど認知できない ■ そもそも格付けが表示されていない ■ わからない



「何を守るべきか」の把握・共有は
情報管理の基本

(出典) IPA作成／営業秘密官民フォーラム資料に基づいて、経済産業省作成

II-②. 効果的な秘密情報の漏えい対策 ~秘密情報の保護ハンドブックとてびき

- 秘密情報の漏えい対策集として、経済産業省は「秘密情報の保護ハンドブック」「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」を作成。まずは、企業が保有している「情報の把握」と「適切な格付け」が営業秘密管理の出発点。

A

まずは、自社にどのような情報があるのか一つひとつ洗い出し、社内の情報を把握しましょう。

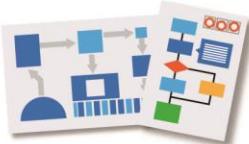
B

洗い出した情報がどのくらい重要な情報なのかを見極め、秘密とする情報を決定しましょう。

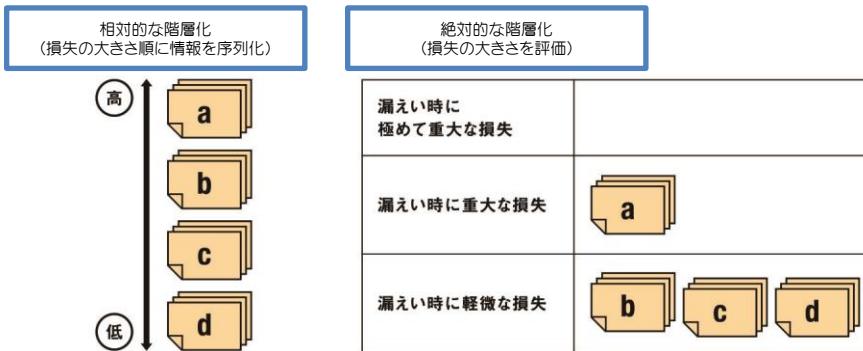
C

情報の重要度に応じて対策の選択・決定をし、管理と有効活用のバランスを取りましょう。

例)自社の強みとなる情報資産の例

技術情報	研究開発情報(実験データ、試作品情報等)、製造関連情報(製品画面、製品テストデータ、製造プロセス、工場設備・レイアウト) 
営業情報	顧客情報(顧客リスト、クレーム情報、顧客別製品等情報)、市場関連情報(市場分析情報、競合先分析情報)、価格情報(仕入れ値、製品価格、利益率等)、取引先情報、接客マニュアル 

相対的な階層化と絶対的な評価のイメージ～情報を損失で評価した場合～



企業の情報活用の例
～ある機械メーカーの機械製品に関する技術情報～

公開(標準・特許)	秘密(ノウハウ)
機械の動作性能評価方法 部品構造(他者が容易に把握可)	生産プロセス 素材配合

Y. 他社の情報も保護(訴えられないために)

Z. もしも情報漏えいが発生したら

X. 秘密情報の管理を実効的なものとするための社内体制の構築

II-②. 効果的な秘密情報の漏えい対策 ~秘密情報の保護ハンドブックとてびき

- 秘密情報の漏えい対策集として、経済産業省は「秘密情報の保護ハンドブック」、「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」を作成。
- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。**ポイントを押さえた対策**をとることが重要。

物理的・技術的な防御

心理的な抑止

働きやすい環境の整備

接近の制御

持出し困難化

視認性の確保

秘密情報に対する
認識向上

信頼関係の
維持・向上等



1
秘密情報に近寄りにくく
するための対策



2
秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策



3

漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策



4

秘密情報だと思わなかっ
た！
という事態を
招かないための対策



5

社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

対策の具体例
<ul style="list-style-type: none">□ アクセス権の設定□ 秘密情報を保存したPCを不需要にネットに繋がない□ 構内ルートの制限□ 施錠管理□ フォルダ分離□ ベーパーレス化□ ファイアーウォールの導入 等

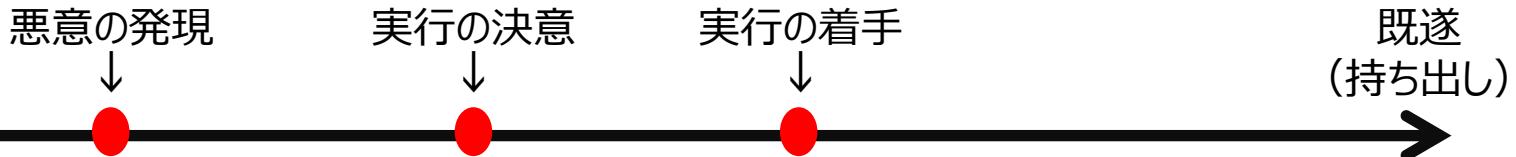
対策の具体例
<ul style="list-style-type: none">□ 秘密情報を保存したPCを不需要にネットに繋がない□ 会議資料等の回収□ 電子データの暗号化□ 外部へのアップロード制限 等

対策の具体例
<ul style="list-style-type: none">□ 座席配置・レイアウトの工夫□ 防犯カメラの設置□ 職場の整理整頓□ 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）□ PCログの記録□ 作業の記録（録画等） 等

対策の具体例
<ul style="list-style-type: none">□ マル秘表示□ ルールの策定・周知□ 秘密保持契約の締結□ 無断持出禁止の張り紙□ 研修の実施 等

対策の具体例
<ul style="list-style-type: none">□ ワーク・ライフ・バランスの推進□ コミュニケーションの促進□ 社内表彰□ 漏えい事例の周知 等

(参考) 秘密情報の漏えい対策をしよう ~5つの対策のポイント



社員のやる気を高めるための対策

【信頼関係の維持・向上等】⑤

(例: ワークライフバランス、社内コミュニケーション)

「秘密情報と思わなかった」という事態を招かないための対策

【秘密情報に対する認識向上（不正行為者の言い逃れの排除）】④

(例: マル秘^⑥表示、規程類・管理ルールの策定・周知、教育・研修の実施)

漏えいが「見つかりやすい」環境づくりのための対策【視認性の確保】③

(例: レイアウトの工夫(座席配置)、防犯カメラの設置、アクセスログの記録)

秘密情報に「近づいてくる」ための対策【接近の制御】①

(例: アクセス権の限定、秘密情報を保存したPCはネットにつながない)

秘密情報の「持出しを困難にする」ための対策【持出し困難化】②

(例: 私物USBメモリ等の利用・持込み禁止)

窃取行為の回避／断念／失敗

【対策の取捨選択の考え方】

- ・アクセス可能な者が多数に設定されている場合には、「視認性の確保」や「持出し困難化」が対策の中心。
- ・従業員の多様化の程度が大きいほど、「信頼関係の維持・向上等」の対策の困難度が増す。

など

(参考) 営業秘密の漏えいを防ぎ、法的保護を受ける上で注意すべき対策ポイント

① 適切なアクセス制限

☞ 前ページ「接近の制御」の徹底

- ・ 営業秘密を従業員、取引先等に示す場合、必要な範囲に必要な権限を付与し、アクセス権限を管理する。

② 合理的区分による管理

☞ 前ページ「接近の制御」、「秘密情報に対する認識向上」の徹底

- ・ ファイルやＵＳＢに「社外秘」等と明示する。
- ・ 営業秘密と一般情報を、同じフォルダに保存しない。

③ 各種規程の整備

☞ 前ページ「秘密情報に対する認識向上」の徹底

- ・ 社内規程（営業秘密管理規程等）、契約書（秘密保持誓約書等）等で企業が保有する営業秘密を具体的に定義したり、特定する。
- ・ 複製や社外持ち出しの禁止等を規定しておく。
- ・ 営業秘密の利用許可を規定する場合、利用目的による制限をするのであれば、その目的についても具体的に記載しておく。

④ 従業員への研修・教育

☞ 前ページ「秘密情報に対する認識向上」の徹底

- ・ 定期的な従業員への研修・教育によって、各種規程や営業秘密の管理方法を認識させ、実行させる。

⑤ 電子データ利用記録の保存

☞ 前ページ「視認性の確保」の徹底

- ・ 重要な業務に従事していた者のＰＣのログ（アクセス・ダウンロードの状況、メールの送受信など）は、一定期間保存し、トラブルが発生した際に、遡って確認できるようにしておく。

(参考)「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂について（令和6年2月）

＜改訂の基本方針＞

- 直近改訂（令和4年5月）以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂した。
- 啓発資料として産業界・関係団体に行き渡っていることから、構成・基本的内容については、既存のものを踏襲しつつ、以下の観点を踏まえて、ハンドブックの内容を補強・追記する方針で改訂した。

□ 関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正

- ・ 前回改訂以降の進展、例えば、「法制度の見直し」に伴う修正として、令和5年の不競法改正で見直された①「限定提供データ」の保護範囲、②使用等の推定規定の拡充、③国際的な営業秘密侵害に係る手続等に関する記載を追加するほか、この間に発出された「各種ガイドライン」（例：「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」・「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」（水産庁））等を反映した。

□ 営業秘密・秘密情報をとりまく「環境の変化」に伴う修正

- ・ A.Iの利活用が進展などの環境変化に合わせて、意図しない情報漏えいインシデントを防ぐ上での留意点・流出リスクについて記載の見直しを図った。 ☞ 次ページ参照
- ・ 海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏えい事件を踏まえ、啓発コラムの見直しを図った。

□ 卷末の「参考資料」の修正

- ・ 関連情報・参考情報として卷末に添付されている「参考資料」について、直近の情報に対応して所要の修正・更新を行った。

等

(参考) 生成AIへの入力を通じた意図しない情報漏えいへの留意点

- AIの活用による業務の効率化、新規ビジネス創出など利便性を享受するとともに、不用意な情報入力を通じた意図しない情報の漏えい懸念への対策を講じることが重要。

□ 全般的な留意点

- ・ AIを活用した新たな情報利用・創出の場面が増えており、新たなツールの利活用も進んできつつある。このような流れを踏まえた秘密情報の管理・利用のあり方を検討し、取り入れることも、経営者や情報管理責任者にとって必要。
- ・ 生成AI利用における組織のルール不備による情報漏えいリスク、サプライチェーン（委託先）での情報漏えいリスク、AIの悪用による情報漏えいリスクなどを考慮する。

□ 具体的な留意点

◇情報の持ち出しの困難化

- ・ 生成AIなどをビジネスで利用する場合には、入力した情報が社外に流出・公開等されてしまう可能性があるのかどうかを踏まえて、これらの利用の当否を判断する、これらの利用に当たっては社外に流出等されてしまったら困る情報は使用（入力）しないといった対応を講じることが重要。

◇ルール化の必要性

- ・ 利用しようとする生成AIなどの情報管理の状況、すなわち入力した情報が社外に流出・公開等されてしまう可能性があるのかどうかを踏まえてこれらの利用の当否を判断する、これらの利用に当たっては社外に流出されてしまったら困る情報は使用（入力）しないといった対応を講じないと、秘密情報が社外に流出等してしまう可能性がある。このため、生成AIなどを利用する場合には、予め許可された生成AIを用いるようにするとともに、適切に定められた基準に基づいて予め許可された情報のみを使用（入力）すること等とする、生成AIなどの利用に際して従業員が遵守すべきルールを定めることが必要。☞「ルール化の必要性」

◇経営層の関与の必要性～社内体制構築に当たっての基本的考え方～

- ・ 秘密情報は全ての部門に存在することが考えられ、かつ、その漏えい対策は、知的財産、貿易・輸出管理、人事・労務、情報セキュリティ、法務といった従来から対策に関与していた部門のほか、テレワークの導入・浸透に伴う新たな課題への対応に伴うテレワークに対応した相談窓口や外部メンタルヘルスケアの支援、生成AIを含む新たなツールの特性を理解した上での対応（利用の当否、利用時の留意点の検討）などの多様な観点からの対策を必要となるため、自社内の個々の部門が、それぞれ独自に対策を行い、全体としての調整を欠いたままでは十分な対策を講ずることはできない。一方で、情報管理規程等の社内ルールの整備など、本来的に全社的に検討しなければならない対策も存在する。

**I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために
(不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)**

**II. 秘密情報の漏えい防止対策
(秘密情報の保護ハンドブック)**

III. 本日のまとめ

(参考 1) 相談窓口・関係情報について

(参考 2) 営業秘密の管理と活用のポイント

III. 本日のまとめ～秘密情報は大切な財産です

①企業には様々な秘密情報・重要情報がある

- ✓ **個人情報や機微技術情報**のような法令により厳格・適切な管理が必要な情報
- ✓ **営業秘密**のような企業の判断・選択で管理の要否が選べる情報

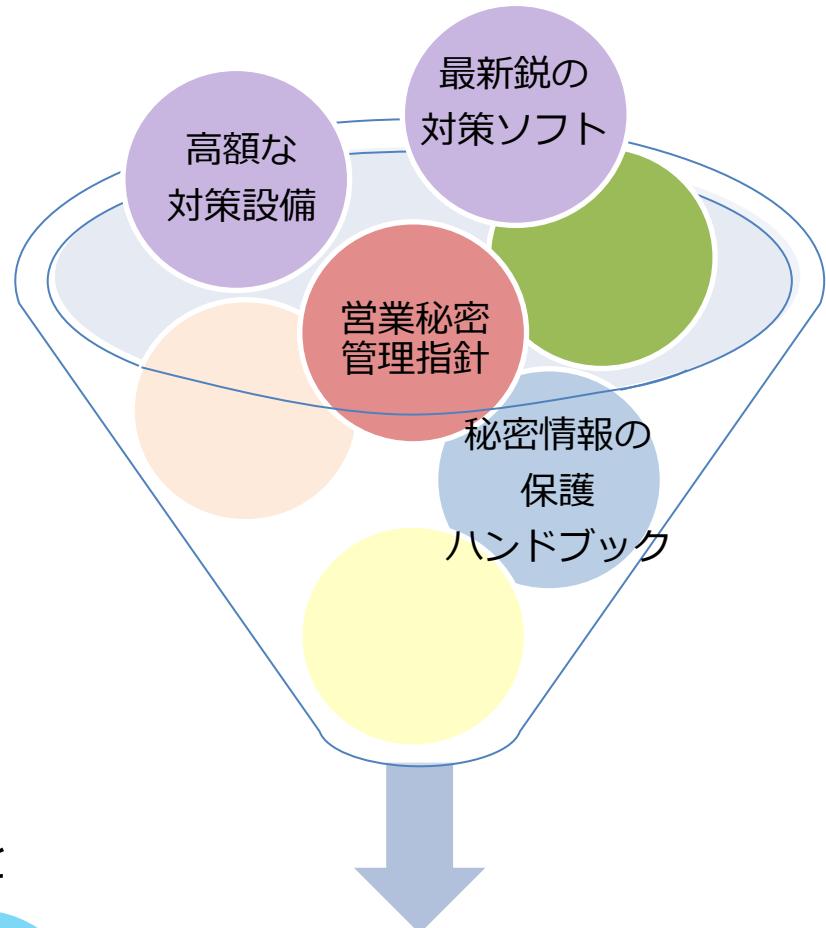
②秘密情報・重要情報の漏えい対策をしよう

- ✓ **秘密情報の保護ハンドブックやてびき**をぜひ活用してください！
- ✓ **5つの目的に応じた対策**を選択しよう
- ✓ **他社の秘密情報を侵害しない対策**も重要

③秘密情報が漏えいしてしまった！

- ✓ **兆候の把握**が大切
- ✓ 「**営業秘密**」として保護されるには**3要件**を満たす必要がある
- ✓ **営業秘密管理指針**で法的保護レベルの管理を

さまざまな漏えい対策



自社に合った適切で効果的な漏えい対策を選択することが重要

I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために
(不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)

II. 秘密情報の漏えい防止対策
(秘密情報の保護ハンドブック)

III. 本日のまとめ

(参考 1) 相談窓口・関係情報について

(参考 2) 営業秘密の管理と活用のポイント

(参考) 営業秘密で困ったことがあれば・・・相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

- ◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)

● 営業秘密に関して相談したい

- ✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
- ✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…?

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、「営業秘密支援窓口」がございます。

▶ [ポータルサイト](#)

▶ 相談窓口 [問い合わせフォーム](#)

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp



● 経営課題について、知的財産の側面から考えたい

- ✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
- ✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国47都道府県にある「知財総合支援窓口」は、地域密着型の相談窓口です。

▶ [知財ポータル](#)で詳しい支援内容や事例をご覧ください！

▶ まずはお電話ください！(0570-082-100)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。

※ご案内時間帯：平日8:30～17:15



- ◆ I P A ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

● コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

▶ まずは[HP](#)から、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。



<関係資料等>

- ◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

● 不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



- ◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】

● 営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事および各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶ [バックナンバー](#)



不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

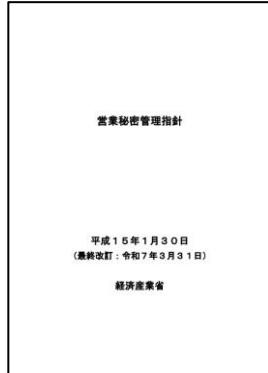
TEL : 03-3501-1511 (内線: 2631)

E-mail : bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

(参考) 営業秘密を巡る新たな課題への対応 ~啓発資料の改訂など~

営業秘密管理指針（令和7年3月改訂版）

- ✓ 前回改訂（平成31年1月）以降の営業秘密をとりまく環境の変化・裁判の動向等を踏まえて改訂した（令和7年3月）。
- ✓ 主な改訂内容は以下とおり。
 - ① 本指針の対象となる「事業者」の範囲について、大学・研究機関が該当し得る旨、裁判例等を踏まえ明確化
 - ② 働く環境・情報管理の在り方等踏まえ、秘密管理性に関して整理・拡充。
 - ③ 生成AI等新たな技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の追加・整理



▶営業秘密管理指針



秘密情報の保護ハンドブック（令和6年2月改訂版）

- ✓ 前回改訂（令和4年5月）以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂した（令和6年2月）。
- ✓ 主な改訂内容は以下とおり。
 - ① 令和5年の不正競争防止法改正を含む関連法制度の見直し・ガイドラインの改訂に伴う修正
 - ② 営業秘密・秘密情報をとりまく環境の変化に伴う修正
 - ③ 卷末の「参考資料」の修正



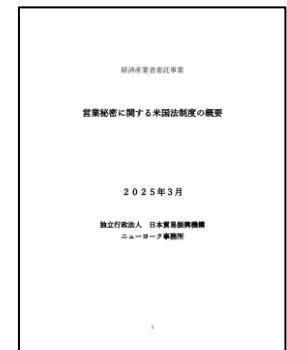
▶ハンドブック



世界各国における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 在外の日系中堅・中小企業を主なターゲットに、
 - ①現地専門家によるハンズオン支援と、
 - ②情報提供活動（各国の法制度や対策ポイントを踏まえた営業秘密マニュアルの作成等）を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から実施している。
- ✓ 直近では、営業秘密に関する米国法制度の概要を公表（令和7年）

- ✓ これまでに、作成・公表したマニュアルの例
 - ・タイにおける営業秘密管理マニュアル（令和3年）
 - ・ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル（令和3年）
 - ・韓国における営業秘密管理マニュアル（令和4年）
 - ・シンガポールにおける営業秘密管理マニュアル（令和4年）
 - ・インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル（令和5年）
 - ・インドにおける営業秘密管理マニュアル（令和6年）
 - ・中国における営業秘密管理マニュアル（令和6年）



▶マニュアル

※ページ下部、
「各種報告書」へ



(参考) 営業秘密漏えい対策に向けて～従業員向けパンフレットの公表～

従業員向けのパンフレットについて

- ✓ 従来当室で作成・公表してきた啓発資料（「営業秘密管理指針」・「秘密情報の保護ハンドブック」・「ハンドブックのてびき」）は、主として企業・研究機関において営業秘密管理を担う経営層・担当者に向けた内容から構成されている冊子である。
- ✓ しかし、日々の業務で、実際に営業秘密に接する従業員等にとって、
 - ①どのような行為が不正競争防止法違反となるのか、
 - ②そもそも営業秘密とはどのような情報なのか、
 - ③普段から気をつけるべきことは何なのか、といった従業員目線での留意事項の理解に資する啓発資料は、これまで存在していなかった。
- ✓ 従業員向けのわかりやすい啓発資料の作成が要望されていたことから、関係団体とも協議・検討を重ね、令和6年6月、本パンフレットの公表に至った。
- ✓ 英語版についても令和6年11月に公開。
- ✓ 電子版は以下のURLから閲覧可能。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyoohimitsu.pdf



日本語版



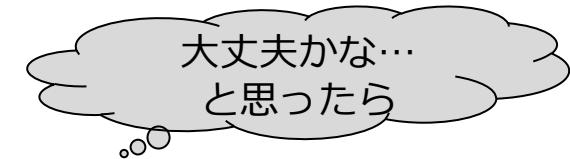
英語版





製造に関するデータやノウハウ、経営に関する情報をきちんと管理していますか？
現在の管理体制を、現地の法律規則の観点からチェックしましたか？

ジェトロのサポートをぜひご活用ください



大丈夫かな…
と思ったら

- ・ 中国、タイ、ベトナム、インドネシアに所在する日系企業等を対象に、専門家による営業秘密の管理体制をサポートします。
- ・ 具体的なサポートの内容は、ご要望に応じカスタマイズが可能です。
- ・ (支援メニュー例)
現在の管理状況のチェック、提案、社内規定・契約書面レビュー、管理職・従業員向け研修
- ・ 費用 無料
- ・ 上限時間数23時間。
- ・ 支援期間は、2026年2月6日まで。

お問い合わせ先

知的財産課（井上、高野、阿部、市原）
E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp TEL : +81-(0)3-3582-5198
公募ページ https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

(参考) 諸外国における営業秘密の保護

- WTO（世界貿易機関）の加盟国では、条約（TRIPs協定）に基づく義務として、「開示されていない情報」の保護が行われている。

①TRIPs協定の「開示されていない情報」の要件（第39条(2)）

- 情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。
- 秘密であることにより商業的価値があること。
- 情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的措置がとられていること。

②TRIPs協定の「開示されていない情報」に対する保護内容（第39条(2)）

- 自然人又は法人は、合法的に自己が管理する情報が、(a)から(c)に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法^(注)により、自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができる。

(注) 「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の方法をいい、情報の取得の際にこれらの行為があつたことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

◆主要国における営業秘密の保護に関する法令

日本	不正競争防止法
アメリカ	統一営業秘密法（※モデル法）、連邦経済スパイ法（18 U.S.Code）、2016年連邦営業秘密防衛法 ※各州の判例法も関係あり
EU	営業秘密指令（EU 2016/943） →同指令に基づき、各加盟国で国内法令を整備（例：ドイツ／営業秘密保護法）
韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
中国	反不正当競争法

- 保護される情報の要件は、TRIPs協定の3要件に準拠しており、日本の3要件（秘密管理性、有用性、非公知性）と似通っている。
- ただし、いずれの国でも「秘密保持のための合理的措置がとられている」ことが必要であり、各国の法律で保護を受けるためにも、保有企業による情報の適切な管理が不可欠。

I. 秘密情報の漏えい時に法的保護を受けるために
(不正競争防止法と営業秘密・営業秘密管理指針)

II. 秘密情報の漏えい防止対策
(秘密情報の保護ハンドブック)

III. 本日のまとめ

(参考1) 相談窓口・関係情報について

(参考2) 営業秘密の管理と活用のポイント

参考①. 情報は大切な財産です ~こんな経験、ありませんか?【取引先からの漏えい】

- A社が、精密機械メーカーB社に供給する部品aは、**A社が独自に開発したもので、精巧な部品であると評判**。ある日、**B社から部品aの金型の図面を求められ、大口の取引先だからと泣く泣く提供した。**
- その後、B社から部品aの発注が来なくなってしまった。**どうやらB社がA社の部品aの金型図面を、A社の競合他社であるC社に渡し、安価で部品aをコピーした部品を製造させているようだ。** A社はどのような対策を講じておくべきだったのだろうか。



- どの企業にも「秘密にしたい」情報はあるはず。こうした**「秘密情報」は企業の大切な財産**です。
- 秘密情報は他社に知られない=漏えいさせないことが最も重要です。そのためには、どのような対策が必要でしょうか。
- また、万が一漏えいしてしまった場合は、どのような対応を考えられるのでしょうか。

参考①. 企業における対策事例 1

(富士電子工業株式会社・大阪)

府)

社長のリーダーシップによる秘密管理の徹底と働き方改革でグローバルニッチトップを実現

概要

- 鉄鋼部品の焼入加工において、独自の技術を追求・実現し、マーケットシェア 8 割を獲得するグローバルニッチトップ企業。
- 完成品から認識できる**形状等は特許・意匠を取得**、生産工程や細かな設定はノウハウとして**秘密管理**。
- 社長自らが取引先との契約をチェックし、不当な要求には応じないと姿勢を社内外に示している。
- 臨時雇用を行わないよう受注量を平準化させたり、子育てしながらも働きやすい環境を整備。ノウハウを有する**従業員の離職を防ぎ、長期計画での効率的な人材育成と情報漏えいの未然防止**とを実現している。

具体策

○「接近の制御」に資する対策

- PCの分離管理（秘密情報の入ったPCはネットに接続しない）。
- 契約は全て社長自らチェックし、不当な内容が無いか確認。
- 設計図面や加工条件などのノウハウは明かさない。

○「持ち出し困難化」に資する対策

- ! USB等で**秘密情報を持ち出せるPCや職位を限定**。

○「視認性の確保」に資する対策

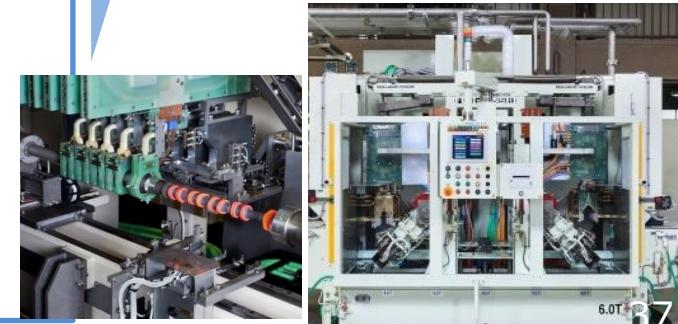
- ! ファイルを添付したメールは、**役職者をccに入れないと送信できない**。

○「社員のやる気向上」に資する対策

- ! 受注量をコントロールを行うことで、繁忙期だけの臨時雇用を行わない。
また、時間単位での休暇取得を可能とするなど、働きやすい環境を整備し、
育成した人材の離職を防止。長期的な人材育成を可能とともに、
秘密情報の漏えいの未然防止にも繋がっている。

・働きやすい環境の整備により**長期的な人材育成**を実現

・**グローバルニッチトップ**に成長



参考②. 【従業員からの漏えい】 ライバル企業の誘いにのって…

- 即席めんを製造しているD社では、スープの配合レシピの情報が競争力の源泉である。
- 最近、ニュースで、「ある企業の従業員が、競合他社からの誘いにのって営業秘密を不正に開示し逮捕された」との報道を見たが、他人事ではない。D社のスープ開発チームのメンバーから、競合他社のE社に友人がいると聞いた。従業員を疑うわけではないが、大事な配合レシピを不正に開示されないようにするためにには、どのような対策を講じたら良いか。

D社の秘密情報 : スープの配合レシピ



参考②. 【従業員・退職者からの漏えい】対応策

従業員・退職者からの漏えいリスクを低減する対策を。【ハンドブックのてびき 10ページ】

ポイント1 (秘密情報に対する認識向上)

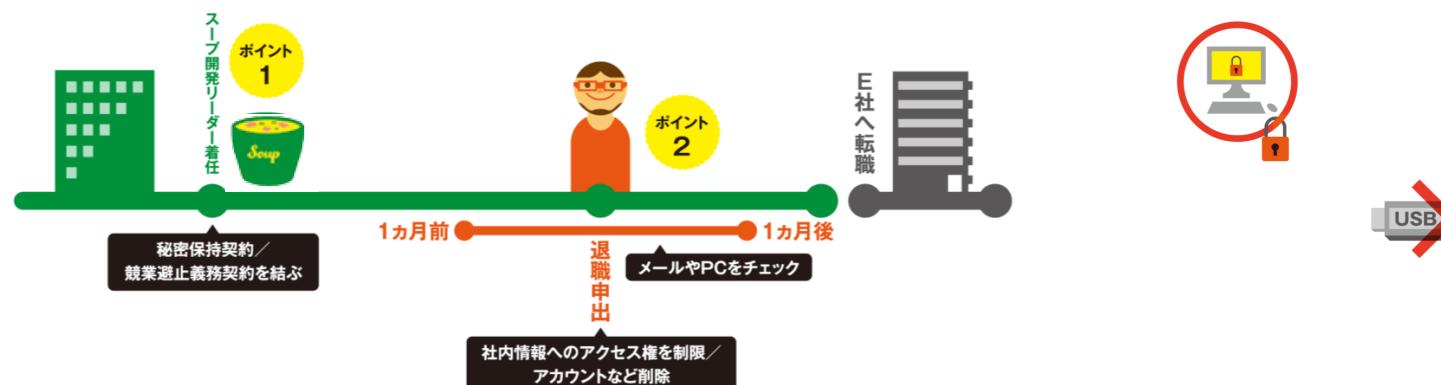
- 入社時・退職時や、プロジェクト開始時等にも**秘密保持契約を締結**。
キーパーソンの場合は、**競業避止義務契約を締結**することも有効。

ポイント2 (接近の制御、持出し困難化、視認性の確保)

- 適切に**情報へのアクセス権の範囲を設定**し、「知るべき者だけが知っている」という状態を実現することが重要。
- **私物の記録媒体の持ち込みを制限**するとともに、秘密情報が記載された媒体等に**「持ち出し禁止」等の表示を行う**ことも効果的。
- 退職の申出があったら、**速やかに社内情報へのアクセス権を制限**。退職時にはすぐに**I D・アカウントを削除**。（I Dカード、入館証も回収）
- 退職申出前後のメールやPCのログを集中的にチェックしたり、退職後もOB会の開催などで本人の近況を調査するなどして、転職先の商品情報をチェック。

ポイント3 (信頼関係の維持・向上等)

- 働きやすい職場環境や公平な人事評価制度を整備し、**従業員の企業への愛着を高めておけば**、貴重な人材を失わずに済み、漏えいリスクも低減。



参考③. 【退職者からの漏えい】 従業員から退職の申出があったのだが…

- ドライフルーツを製造しているF社では、独自のフリーズドライ技術が競争力の源泉である。
- 最近、ニュースで、「ある企業の退職者が転職先で営業秘密を不正使用して逮捕された」との報道を見たが、他人事ではない。最近、F社でも、ドライフルーツ開発チームのリーダーから、退職したいとの申出があった。転職先は競合他社のG社だという。独自技術を持ち出されないようにするために、どのような対策を講じたら良いか。

F社の秘密情報 : フリーズドライ技術



参考③. 企業における対策事例 2

(株式会社メディア・マジック・北海道)

顧客から信頼される情報管理体制を構築し売上げを伸ばす

概要

- 経営層も含め**社員全員が、情報管理の重要性や漏えいの損害を十分に認識**。リスクを徹底的に排除しながら、顧客の信頼を獲得し、成長を遂げてきたモバイルコンテンツの開発・配信会社。
- 2008年に情報セキュリティマネジメントシステム国際標準規格（ISMS）の認証を取得し、**顧客から要求されるセキュリティレベルへの迅速な対応**が可能に。
- また、社内の情報管理ルールを分かりやすくまとめた**簡易マニュアルを作成**。マニュアルを通じて、報道情報を共有し、研修や社内テストにおいても広く確認。
- また、横断的な情報セキュリティー確保の体制や**社外による監査体制**などが構築されていることも、信頼を高め顧客の獲得につながっている。

具体策

○継続的かつ適切に実施するための社内体制の構築

- 横断的な部署が参加する「情報セキュリティ委員会」の設置
- 外部コンサルが参画する「監査委員会」の設置
- 情報管理ルールの「簡易マニュアル」の作成

○「秘密情報に対する認識向上」に資する対策

- 事業範囲に応じた情報の取扱いを規定
- 情報管理チェックテストや社内チームディスカッションを実施
- 業務開始・終了時に自社・共同開発先の従業員との秘密保持を契約
- 退職時に競業禁止義務を契約

ISMS認証の取得により
顧客からのセキュリティ要求
にも迅速に対応し、
売上げ1.5倍増

株式会社メディア・マジック
ISMSマニュアル 簡易版



参考③. 企業における対策事例 3

(株式会社ガイア環境技術研究所・宮城県)

知財を活用したブランディングにより資源循環型社会の構築に貢献

概要

- ・ “地球が喜ぶテクノロジー”という企業理念の下、もみ殻、食品加工残渣といった廃材から高品質な炭を連続的に生み出す技術を開発。
- ・ 炭化処理の方法等については特許を取得する一方、装置自体は状況に応じた個別の設計が必要となることから、**最適設計技術はノウハウとして秘密管理**。
- ・ また、炭化機から生み出される炭（油吸着材、調湿材など）自体でも、**特許権と商標権を取得**。炭化機ユーザーに対し「SUMIX」の商標と品質評価結果の結果などをライセンス提供することにより、互いにWin-Winの関係での**炭の品質確保とブランド構築**がなされ、高品質な炭の市場を開拓。

具体策

○「接近の制御」に資する対策

- － 最適設計のノウハウは社長のみが管理
- － 秘密情報が記載された紙媒体は施錠管理
- ！ **秘密情報は、メールでのやりとりを禁止**

○「秘密情報に対する認識向上」に資する対策

- － 秘密情報にはマル秘マークを表示
- ！ **入社時と退職時に秘密保持契約**
- － 装置の納入先や製造委託先とも秘密保持を契約

・ **コア技術の秘匿化により
技術的優位性確保**

・ **知財を活用しユーザーと共に
高品質市場を構築**

・ **知財を活用したブランディングにより
資源循環型社会の構築に貢献**



参考④. 【従業員・退職者からの漏えい】対応策

従業員・退職者からの漏えいリスクを低減する対策を。【ハンドブックのてびき 10ページ】

ポイント1 (秘密情報に対する認識向上)

- 退職時だけでなく、入社時はもちろん、プロジェクト開始時・終了時にも**秘密保持契約を締結**。キーパーソンの場合は、**競業避止義務契約を締結**することも考えられます。

ポイント2 (接近の制御、持出し困難化、視認性の確保)

- 適切に**情報へのアクセス権の範囲を設定**し、「知るべき者だけが知っている」という状態を実現することが重要。
- **私物の記録媒体の持ち込みを制限**するとともに、秘密情報が記載された媒体等に**「持ち出し禁止」等の表示を行う**ことも効果的。
- 退職の申出があったら、**速やかに社内情報へのアクセス権を制限**。退職時にはすぐに**I D・アカウントを削除**。（I Dカード、**入館証も回収**）
- 退職申出前後の**メールやP Cのログを集中的にチェック**したり、退職後も**O B会の開催などで本人の近況を調査**するなどして、**転職先の商品情報をチェック**。

ポイント3 (信頼関係の維持・向上等)

- 働きやすい職場環境や公平な人事評価制度を整備し、**従業員の企業への愛着を高めておけば**、貴重な人材を失わずに済み、漏えいリスクも低減。



参考⑤. 【取引先からの漏えい】

取引先から図面を見せて欲しいと言われて…

- 部品メーカーA社では、独自に開発した精巧な部品の金型図面が競争力の源泉である。
- ある日、B社から**部品aの金型の図面を求められ**、大口の取引先だからと**泣く泣く提供した**。その後、B社から部品aの発注が来なくなってしまった。どうやらB社がA社の部品aの金型図面を、A社の競合他社であるC社に渡し、安価で部品aをコピーした部品を製造させているようだ。A社はどのような対策を講じておくべきだったのだろうか。

A社の秘密情報 : 部品aの金型図面



参考⑤. 企業における対策事例 4

(株式会社JKB・神奈川県)

自社ノウハウは財産。他社の情報管理も徹底し、取引先からの信頼も向上

概要

- 高精度設備とIT化による最先端プレス技術で、金属の難加工形状品や微細加工品を提供。
- 20年以上前に、金型を作るノウハウである「工程サンプル」の提示を取引先から求められ、泣く泣く渡したところ、取引が打ち切られた経験がある（取引先はアジアの金型メーカーに情報を渡し、安く作らせたと推測）。
- 自社と他社の情報管理を徹底し、取引先に対しても、その方針を示したことにより、取引先から信頼され、業績にも好影響が出ている。

具体策

○「接近の制御」に資する対策

- 取引先の部品・金型も、特別に第三者に入室を許可する場合、当事者以外の部品等は目に触れないよう、覆いを掛けて目隠し管理
 - 図面等の重要データはインターネットに繋がっていないPCで管理
- ! 「自社のノウハウ（図面・工程サンプル）は、財産であり、提供しない」と取引先との契約書に明記

○「視認性の確保」に資する対策

- 金型やプレス機のある現場には「立入禁止」、「撮影禁止」等の掲示

・取引先の情報管理を同レベルに行うこと
で取引先からの信頼向上

・業績にも好影響



参考⑤. 【取引先からの漏えい】対応策

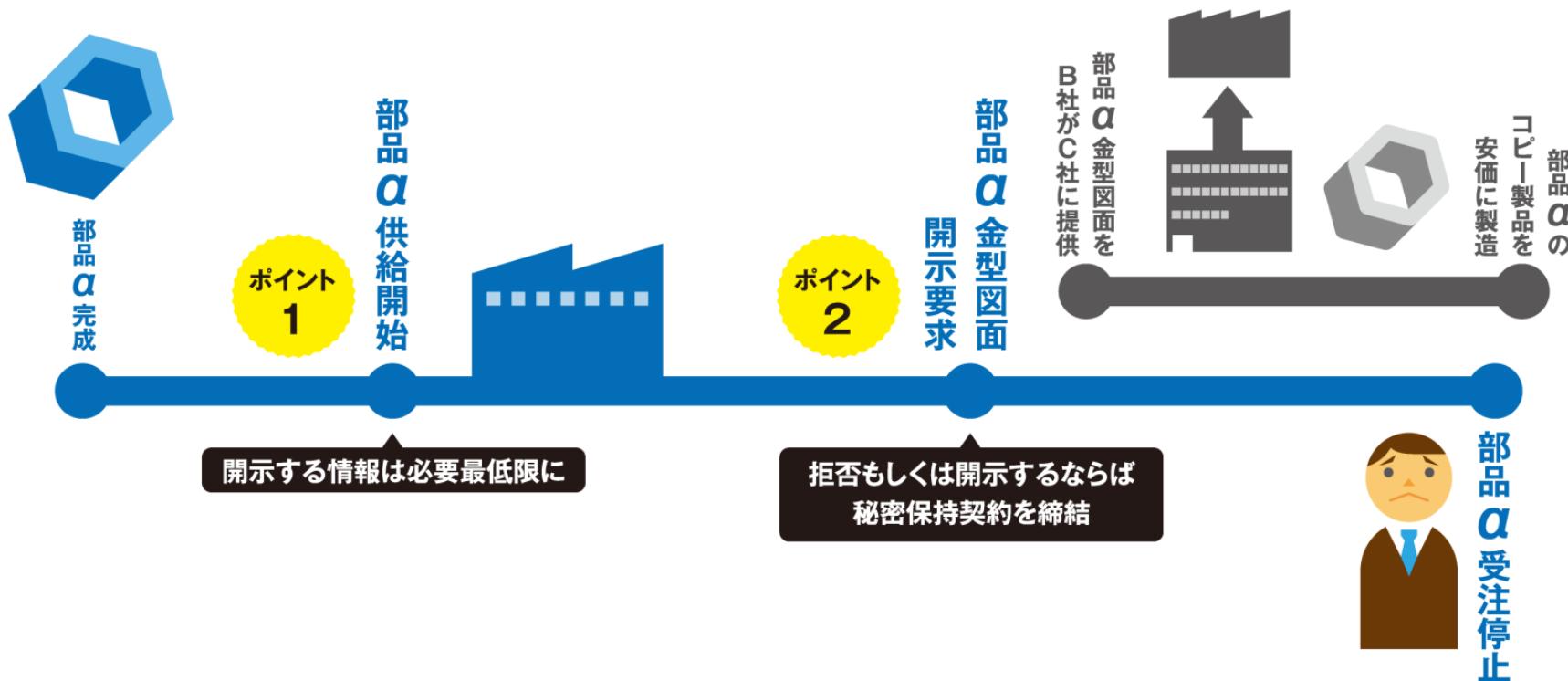
取引先からの漏えいリスクを低減する対策を。【ハンドブックのてびき 11ページ】

ポイント1（接近の制御）

- 開示する情報は必要最低限にすること。取引の内容に鑑み、金型図面の情報を開示する必要がなければ、**開示を拒否することも重要。**
- 事前に見積書や取引契約書に**金型図面の開示はできない旨を書いておく**ことも効果的。

ポイント2（秘密情報に対する認識向上）

- 開示する場合は、**秘密保持契約を締結**すること。金型図面に関する秘密保持契約には、秘密保持、目的外使用の禁止、契約終了時の金型図面の返還・消去義務等を定めておくとよい。



参考⑥. 【他社の秘密情報の漏えい】意図せず他社の秘密情報を侵害しないために…

- H社は、軽量で強度の高い樹脂製の食品保存容器の開発に力を入れたいと考え、競合他社I社で容器開発経験のあるM氏を採用。
- M氏を開発部のリーダーとして開発を進めたところ、これまでになく軽量で強度の高い容器Yの開発に成功！販売を開始したが、数ヶ月後、M氏の転職元であるI社から「YはI社の秘密情報を不正使用して製造されたものであるため、販売を中止してほしい。」との通知をうけた。M氏に確認したところ、I社の技術を一部用いてYを開発したことを認めた。H社はM氏の採用にあたり、どのような対策を講じておくべきだったのだろうか。



参考⑥. 【他社の秘密情報の漏えい】対応策 ~加害者・侵害者にならないために

他社から秘密情報の侵害を行ったとして訴えられないための対策を。

ポイント1 (紛争を未然に防止するために「自社情報の独自性の立証」) 【ハンドブックのてびき 13ページ】

- 他者の情報は、できる限り受け取らない。
- 他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合に、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、**情報の取得過程や、更新履歴、関係する資料を保管**しておくことが有効。
- 疑わしい状況が生じている場合に、**相当の注意を払ったということを証明する**ため、取引先に営業秘密を侵害していないか問い合わせる等の対策が必要。

ポイント2 (転職者を受け入れる際に実施すべき対策) 【ハンドブックのてびき 15ページ】

- 採用時には、**転職元との関係で負っている義務（秘密保持義務、競業避止義務など）を確認**。
- 採用時・採用後には、**転職元の秘密情報を持ち込ませないように注意喚起**。
- 採用後、転職者が従事する業務内容を定期的に確認し、**私物のUSBメモリ等の記録媒体の持ち込みを禁止**。



ポイント3 (転職者以外でもこんな時には注意が必要) 【ハンドブックのてびき 15ページ】

- 共同・受託研究開発、製造受託等で他社の秘密情報を受け取る場合、**自社の秘密情報と分けて保管**。
- 取引の中で秘密情報の授受が発生する場合は、使用目的の制限、秘密保持の期間などについて、**書面確認を実施**。
- 技術情報・営業情報の売込みがあった場合、その売り込まれた**情報の出所について確認し、誓約書等を取得**。



- 健全な事業活動を行っているにも関わらず、他社から秘密情報の侵害を行ったとして訴えられるケースもある。
- 紛争を未然に防止するとともに、意図せずに争いに巻き込まれてしまった場合への備えが重要。こうした取組は、他社からの信頼向上、多様な人材の獲得にもつながる。

【他社の情報について注意が必要な場面例】

参考⑦. 企業における対策事例 5

概要

食品研究開発・販売／北海道札幌市

- ・ 北海道産の農産物だけを用いて、健康改善作用と美味しさを兼ね備えた食品を製造。
- ・ 北海道食品機能性表示制度に基づく認定を受ける商品や、中小企業庁長官奨励賞（平成26年度）を受賞した商品等を開発・製造する。

対策

▶技術情報の管理手法を使い分けした

- － 生産手法や技術…**特許取得**
- － 生産工程の条件設定等…**営業秘密**（技術ノウハウ）として**秘密保持契約**を結び委託先へ情報を提供。



高付加価値の商品を開発

- ・ 管理手法が明確化し、**他企業と協力・連携がしやすくなった**
- ・ 自社技術の保護により**他社との差別化**につながった
- ・ 一部技術は**無償公開**。認知度向上や食材の用途拡大、地元の経済活性化に繋げている

～他にも様々な事例をご紹介！

概要

小型貫流ボイラ製造・販売・メンテナンス事業
／愛媛県松山市

- ・ 小型貫通ボイラに搭載したセンサで、顧客のボイラの運転情報をリアルタイムでモニタリング。

対策

▶情報・ノウハウをデジタル化し、情報端末で管理。

- － 業種や役職に応じた**アクセス権を設定**。
- － 情報へのアクセスは**ログ**をとり、その旨を**社員へ周知**
- － 会議資料は全て**情報端末で閲覧**。印刷不可
- － 情報端末の紛失対策とし、一定時間が経過すると**自動的にアクセスを遮断**
- － 社員が発案・作成した**法令ハンドブック**を頒布



サービスの質が向上。国内シェア6割以上を上獲得。

- ・ 最適な運転管理による燃料消費削減の提案など、情報を活用した**付加価値の高いサービス**で**国内シェア6割以上を獲得**。
- ・ 客先から直接専門の技術社員と相談できるように連絡先検索を可能とし、営業力が強化。**1人あたりの生産性が向上**した。

ご清聴ありがとうございました。